



スイスにおける多言語・多文化主義

増本, 浩子

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 37:17-33

(Issue Date)

2010-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/81008285>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008285>



スイスにおける多言語・多文化主義

増 本 浩 子

1

九州ほどの面積しかない小国でありながら、憲法でドイツ語、フランス語、イタリア語、レトロマン語¹の4言語を国語（Landessprache）と定めているスイスは、「各言語圏のアイデンティティをそこなうことなくスイス国家の一体性を維持する、という意味での4言語主義 quadrilinguisme を国是としてきた国」²であり、一般に「統一のうちにある多様性の傑作 (Meisterwerk der Vielfalt in der Einheit)」³とみなされている。多言語併用は必然的に多文化の共存という状況を生み出していて、チューリヒ大学で博士号を取得し、バーゼルに長期滞在したこともある作家の多和田葉子は、スイスは「移民ともクレオールとも関係なく母語の外に出る状況」⁴を持った国、つまり、わざわざ移住しなくても自国にしながら複数の言語に触れる機会を持ち、日常的に母語の外へ出る体験をし

* 本論文は、科学研究費補助金・基盤研究（C）「スイスの多文化主義とナショナル・アイデンティティ」（課題番号：19520281、研究代表者：増本浩子）の助成を受けて執筆された。

¹ レトロマン語はフランス語やイタリア語と同じラテン語系の言語である。グラウビュンデンを中心とする山岳地帯で孤立して発展したため、古いラテン語の要素をよく保存していると言われている。レトロマン語は統一的な文章語を持たず、およそ5つの方言に分類される。スイスの言語については、牧幸一「スイスの言語問題」（森田安一（編）『スイスの歴史と文化』刀水書房、1999年、308-337頁）が詳しい。

² 阿部汎克「スイスの言語状況とアイデンティティ——四言語体制強化の憲法改正案をめぐって」日本国際政治学会編『国際政治』第110号（1995年10月）、99頁。

³ Crettaz, Bernard: Die Schweiz – Sinnbild der Diversität. In: Schweizer Monatshefte, 83. Jahr (2003) Nr. 6/7, S. 40.

⁴ 多和田葉子『エクソフォニー——母語の外へ出る旅』岩波書店、2003年、6-7頁。

ている人々の暮らす国だと述べて、スイスの多言語・多文化状況を高く評価している。このような多言語併用というスイスのあり方は、強固な地方分権主義をとる政治システムと密接な関係がある。

スイスは23のカントン (Kanton) からなる連邦国家である (実際にはそのうちの3つのカントンは2つの半カントン⁵に分かれているので、実質上26のカントンがあることになる)。カントンは通常「州」と訳されているが、実際にはカントンは、「州」という言葉でイメージされるものよりもはるかに自立していて⁶、日本が都道府県に分かれているようにスイスがカントンに分割されているのではなく、独立した国家として機能しているカントンの集合体がスイス連邦なのだと考える方が実情に即している。もともとスイス建国は、1291年にそれぞれ主権を持った3つの原初カントン (Urkanton) の住民が同盟を結び、盟約者団 (Eidgenossenschaft) を結成したことにさかのぼる。これに周辺のカントンは徐々に加盟していくことによって、現在のスイス連邦が形成された。連邦憲法の第3条は、「カントンは、その主権が連邦憲法によって制限されていない範囲で主権を有する。カントンは連邦に委譲した権限以外のすべての権限を行使する」⁷と定めている。連邦憲法がカントン主権のみを規定している点に、スイス連邦が主権を持つカントンの同盟体であることがはっきりと示されている。現在のスイスの正式名称はドイツ語では Schweizerische Eidgenossenschaft (スイス盟約者団) であり、中世以来の歴史がそのまま生かされていることが

⁵ 半カントンは全州議会 (上院) などでの代表権がカントンの半分であること以外は、カントンと同等の主権を有する。

⁶ 本論では、たとえば「ジュラ州」のように、固有名詞につく場合にはカントンを「州」と表記するが、後述するようにその機能はたとえばドイツ (やはり連邦制をとっている) の州などとはまったく異なっている。

⁷ 本論ではスイス連邦憲法からの引用はすべて <http://www.verfassungen.de/ch> (2009年8月1日現在) による。連邦の管轄になっているのは、ごく大雑把にまとめると、外交と国防である。それ以外の分野ではすべてカントンに主権がある。

⁸ スイスの正式名称は4つの国語とラテン語で定められている。ラテン語の名称は *Confoederatio Helvetica* であるが、スイスが *Confederation / Staatenbund* であったのは、1291年の建国から1848年の連邦憲法制定までであり、これ以降は *Federation / Bundesstaat* となった。*Confederation* は主権国家の集合体であり、構成国間の関係は憲法ではなく条約

よくわかる⁸。各カントンはカントン憲法を持っており、国民（市民）主権はカントン憲法で規定されている。この徹底した地域主義に基づく連邦制が、文化の領域では多言語主義・多文化主義となって現れているのである⁹。

20世紀のスイス文学を代表する劇作家のフリードリヒ・デュレンマット (Friedrich Dürrenmatt, 1921-1990) は、作品やインタビューの中でしばしばこのようなスイスという国の特殊なあり方や国民性を問題にし、たとえば1979年のスイス建国記念日に際して行われたインタビューでは、スイスが非常に先進的な国家形態を持ち、ヨーロッパにとって一種のモデルになっていることを指摘して、次のように述べている。

スイスは小国ではなく、小国の集合体です。ですから、スイス人というものは存在していません。つまり、スイス人というネーションは存在しないのです。[...] スイスは連邦国家であり、何よりもまず人工的な国家です。そして、そのことをいったん理解したならば、スイスという国はとても現代的なものであるし、とても現代的なものであり得る、と言わざるを得ないでしょう。たとえば、今日のヨーロッパ問題を取り上げてみましょう。ヨーロッパをひとつのネーションにすることはできません。つまりヨーロッパはある意味、一種のスイスにならなければならないのです¹⁰。

に基づいているが、Federation は憲法を有する単一国家である。現在のスイスは憲法を有するが、カントンはそれぞれが主権国家としての機能を果たしている。

⁹ 阿部汎克はスイスの多言語・多文化主義を、政治的連邦制に対して「文化的連邦制」と呼び、このふたつの連邦制がスイスにおいては「互いに支え合って維持されてきた」と述べている（阿部汎克己、前掲論文、107頁）。

¹⁰ Dürrenmatt, Friedrich: Eine Schweiz zu feiern? Gespräch zum 1. August mit Alfred Defago. 1979. In: Ders.: Meine Schweiz. Ein Lesebuch. Zürich; Diogenes, 1998, S. 198f. スイスがヨーロッパ連合の先駆けとなった存在であるにしても、そのスイスがヨーロッパ連合を牽引する立場ではなく、加盟すらしていないというのは、非常に興味深い現象である。1992年、欧州経済領域 (EEA) 加盟が国民投票によって拒否され、2001年にはスイスの早期加盟交渉を求めたイニシアティブ (国民発議) による国民投票が行われたが、これも76.7%の高比率で否決されている。

ここでデュレンマットは、スイスをヨーロッパの未来を先取りするものとみなしている。ヨーロッパ連合 (EU) が発足したのはデュレンマットの死後であるが、彼が予見した通り、ヨーロッパ諸国は経済的・政治的・社会的な協力関係のもとにゆるやかに統合されつつある。かつてのヨーロッパ共同体加盟国を核に、周辺諸国が順次加盟していくというヨーロッパ連合の成立過程も、原初3州からなる盟約者団に周辺のカントンが加入していくことによって拡大を重ねたスイスの成立過程によく似ているし、ヨーロッパ連合がスイスと同様、地域主義に基づいて多言語・多文化政策を取っていて、「多様性における統一 (in Vielfalt geeint)」をモットーにしていることも周知の通りである。言語に関しても言えば、現在27カ国ある加盟国の公用語のほぼすべてを網羅する23言語がヨーロッパ連合の公用語となっている。盟約者団にせよヨーロッパ連合にせよ、その構成員が互いに対等な立場にあるという点が決定的に重要であり、それぞれの構成員の母語使用を保障する多言語併用は、構成員が平和に共存するための、最も自然な形だからである。ヨーロッパ統合の過程はデュレンマットの言う通り、一種の「スイス化 (Verschweizerung)」¹¹とみなすことができるだろう。

しかしデュレンマットは、スイスが多文化の国であることは認めながらも、その一方でよく言われるような4つの文化の共存は単なるおとぎ話に過ぎないと喝破している。「我々が異文化共存の問題を解決したのだということを、我々は繰り返し主張し、ヨーロッパのお手本であるかのような態度を取っている。しかしジュラ問題は、この主張が正しくないことを証明した。我々はフランス

¹¹「世界は没落するか、さもなければスイス化するだろう。」(Dürrenmatt, Friedrich: Justiz. Roman. In: Ders.: Werkausgabe in 37 Bänden. Zürich; Diogenes, 1998, Bd. 25, S. 41.) ここでデュレンマットが「スイス化」と呼んでいるのは、実際には多言語・多文化主義化のことではなく、政治の脱政治化のことである。ニーチェ、マックス・ヴェーバー、カール・シュミットとデュレンマットにおける「スイス化」という概念についてはホーレンシュタインによる詳細な分析がある。Vgl. Holenstein, Elmar: Schulbeispiel Schweiz. In: Ders.: Kulturphilosophische Perspektiven. Frankfurt/M; Suhrkamp, 1998, S. 30-43.

¹²Dürrenmatt, Friedrich: Zur Dramaturgie der Schweiz. In: Ders.: Meine Schweiz. Ein Lesebuch. Zürich; Diogenes, 1998, S. 152. ジュラ問題とは、ベルン州北部にあるジュラ地方のフランス語圏で巻き起こった、30年にも渡る分離独立の争いを指す。これはドイツ語かフランス

語圏のスイス人やイタリア語圏のスイス人とは共存しておらず、互いに無関係に隣り合って暮らしているだけである。」¹²

本論ではスイスの多言語・多文化主義に対するデュレンマットの批判的な視点について考察し、スイスの多言語・多文化主義の理想と現実について考える。

2

まず、スイスの一般的な言語状況に目を向けてみよう。今日のスイスが4つの国語を有することは、先にも述べた通りである。スイスが多言語主義の立場をとることに決めたのは19世紀半ばのことであるが、当時ヨーロッパではナショナリズムが高揚し、同一の言語の使用こそがネイションの証とみなされて、そのことが政治的な統一を正当化していたことを考えると、スイスの決断は非常にユニークなものと言えるだろう。1848年に制定された連邦憲法の、いわゆる言語条項（第109条）では、「スイスの3つの主要言語、すなわちドイツ語、フランス語、イタリア語は連邦の国語 (Nationalsprache) である」と規定されている¹³。この条項は1938年、ナチス・ドイツとムッソリーニに対抗してスイスの独自性を主張するために改正されて、レトロマン語が第4番目の国語となった(第116条)¹⁴。現在の憲法(1999年制定)では、この条項は「国語 (Landessprache) はドイツ語、フランス語、イタリア語、レトロマン語である」(第4条)となっている。

ドイツ語・フランス語混在地域においてフランス語圏がドイツ語圏から分離

語かという言語上の相違だけでなく、プロテスタントかカトリックかという宗教上の対立にも根ざした争いだった。この争いは1978年に、ジュラ地方にある7つの行政区のうち、北ジュラの3つの行政区がベルン州から独立してジュラ州となり、ジュラ南部はベルン州に残留するという形で決着を見た。

¹³ ホーレンシュタインはこの言語条項を「1848年のスイス連邦憲法の中で、政治学的に見て最もユニークで革新的、革命的な条項である」とみなしている。Holenstein, Elmar: a.a.O., S. 13.

¹⁴ ムッソリーニはレトロマン語をイタリア語の方言とみなして、レトロマン語地域を併合しようとしていた。

独立したジュラ州の成立過程を見ると、カントンの境界線が言語の境界線になっていて、カントン内での言語的統一こそがスイスの多言語・多文化共存の秘訣であるように思われるかもしれないが、実際にはベルン、フリブール、ヴァレーの3カントンではドイツ語とフランス語が併用され、グラウビュンデンではドイツ語、レトロマン語、イタリア語の3言語が併用されている¹⁵。言語の境界線と政治上の境界線が一致しないため、スイスの言語政策には個人の言語の自由を保障する属人主義 (Personalitätsprinzip) と、地域ごとに従来使われてきた言語を尊重する属地主義 (Territorialitätsprinzip) のふたつの原則がある。一般に属地主義は言語の自由を制限するものであり、属人主義と属地主義は互いに相反する原則とみなされているが、スイスではこのふたつの原則は、たいていの地域で官公庁や学校で公式に使われる言語はひとつに定められ、私的な領域やその他の公共の場（新聞・ラジオ・テレビなど）では個人が使用言語を自由に決めることができる、という形で折り合っている。

これらの原則は現行の憲法では次のように規定されている。

第18条 （言語の自由）

言語の自由は、これを保障する。

第70条 （言語）

1. 連邦の公用語 (Amtssprache) はドイツ語、フランス語、イタリア語である。レトロマン語の使用者と交流する場合は、レトロマン語も連邦の公用語である。
2. カントンの公用語はカントンが規定する。言語共同体間の協調を守るため、カントンは地域の伝統的な言語構成に留意し、父祖伝来の少数言語に配慮する。

¹⁵ 実質的に26のカントンが存在するとして、残りの22のカントンのうち、ドイツ語のみを使用するカントンが17、フランス語のみが4、イタリア語のみはティチーノ州ひとつだけである。

3. 連邦とカントンは言語共同体間の相互理解と交流を促進する。
4. 連邦は多言語を使用しているカントンがその特別な任務を果たせるよう援助する。
5. 連邦はレトロマン語とイタリア語の保全および促進のためにグラウビュンデン州とティチーノ州が取る措置を支援する。

カントンのみならず、日本の市町村にあたるゲマインデ (Gemeinde) の一部も法律で管轄区域の公用語を定めており、特に複数の言語が使用されているカントンとゲマインデでは公用語が明記されている。また、上に引用した憲法第70条第5項は、ある地域内で多数派から少数派になってしまった言語共同体が、属地原則に基づいて保護されていることを示している。

レトロマン語はスイスの国語のうち、最も使用者の少ない言語である。2000年に行われた国勢調査では、定住者（スイス国籍保有者のみならず、外国籍でスイスに住んでいる人も含む）のうちの63.7%がドイツ語を主要言語として挙げており、続いてフランス語が20.4%、イタリア語が6.5%、レトロマン語が0.5%となっている¹⁶。ここで言う主要言語 (Hauptsprache) とは、最もよく習得していて、思考するときに使う言語を指す。2000年の国勢調査の際には、1人につき1言語しか主要言語として挙げるができなかった。定住者の9%は国語以外の言語を主要言語として挙げており、その割合はイタリア語やレトロマン語よりも高い。イタリア語とレトロマン語の占める割合は1980年から90年までの10年間に特に目立って減少したため(イタリア語は9.8%から7.6%に、レトロマン語は0.8%から0.6%に減少した)、スイス連邦とグラウビュンデン、ティチーノの各州が保全と普及に乗り出したわけだが、それにもかかわらず、このふたつの国語は依然として勢力を失いつつある¹⁷。

¹⁶ Vgl. Lüdi, Georges; Werlen, Iwar: Eidgenössische Volkszählung 2000. Sprachenlandschaft in der Schweiz. Neuchâtel; Bundesamt für Statistik, 2005, S.7.

国語ではない主要言語のうち、最も使用されている割合の高い6つの言語は、セルビア語／クロアチア語 (1.4%)、アルバニア語 (1.3%)、ポルトガル語 (1.2%)、スペイン語 (1.1%)、英語 (1.0%)、トルコ語 (0.6%) である¹⁸。これらの言語を主要言語とする定住者の割合は、レトロマン語のそれよりも高い。1990年に行われた国勢調査の結果と比較してみると、国語ではない言語の普及率がますます高まり、さらに国語ではないが定住者によって主要言語として使われている言語の数そのものも増えていることがわかる。つまり、多言語の国スイスと言う場合、今日ではそれは必ずしも国語が4つあるということだけを意味するものではなくてきているのである。

現在のスイスにおいてますます高まりつつある多言語性は、明らかに移民政策の帰結である。紛争地における人命救助を目的とする赤十字国際委員会の創設の地がジュネーヴであることが象徴的に示しているように¹⁹、スイスには人道主義の伝統がある。その伝統を誇りとするスイス人は長い間、政策として政治亡命者受け入れの立場を選んできた²⁰。第二次世界大戦以来、各国からスイスに流入した移民・難民とその子孫の数は約200万人にのぼると言われている。現在のスイスの人口は約780万人であるから、移民の占める割合は非常に大きい²¹。2000年の国勢調査の結果によると、外国籍の定住者のうち、主要言語がスイスの4つの国語のどれかと答えた者は 62.3%、その他の言語が主要言語で

¹⁷ Vgl. ebd., S.8. 1950年から2000年まで10年ごとに行われた国勢調査の結果を比較すると、主要言語がイタリア語であると答えた定住者が最も多かった年は1970年で11.9%、レトロマン語は1950年が最も多くて1.0%である。イタリア語に関しては、1950年に主要言語であると答えた定住者は5.9%にすぎないので、1970年にはほぼ倍増したことになるが、これはおそらくイタリアからの移住者が増えたためだろう。レトロマン語は1950年以来増加したことは一度もなく、減少の一途をたどっている。

¹⁸ Vgl. ebd., S.11.

¹⁹ 赤十字国際委員会の創設は1863年。よく知られているように、白地に赤十字の旗は創設者アンリ・デュナンが母国スイスの旗のデザインをそのままに、色を逆転させて考案したものである。

²⁰ スイスは第二次世界大戦中に隣国ナチス・ドイツからの亡命者を救った、というイメージは世界中の人々が抱いており、それはアメリカ映画「サウンド・オブ・ミュージック」(1965) でプロトタイプ的に描かれている通りである。この映画では、オーストリアがナ

あると答えた者は37.7%だが、家庭内で使う言語に関する問いに対して、その他の言語と答えた者は59.1%にのぼる²²。このことは、少なくとも言語に関しては、外国籍の定住者のスイス社会への融合がかなり成功していることを示していると言えるだろう。今後も増え続けていくと思われる移民の言語の問題に関しては、紙面の関係上本論ではこれ以上立ち入らず、以下スイスの多言語性に関しては、伝統的な4言語主義の枠内で考えていくことにする。

3

哲学者エルマー・ホーレンシュタインは、スイスの言語政策が成功した要因として2点挙げている。ひとつは少数派言語 (Minderheitssprache) の Prestige である。スイスの4つの国語のうち、多数派言語 (Mehrheitssprache) はドイツ語で、フランス語、イタリア語、レトロマン語は少数派言語である。そのうち、フランス語とイタリア語は、地域を超えて様々な分野で意味を持つ世界言語である。少数派言語が世界言語として Prestige を持っている、多数派言語に対して対等な権利を主張しやすくなる、というのがホーレンシュタインの主張である。

チス・ドイツに併合された後、ナチスに追われる善良な市民がザルツブルクから山を越えてスイス側に亡命する。美しいアルプスの風景が画面いっぱいに広がってハッピーエンドを迎えるのであるが、このラストシーンでは悪の権化ナチスと戦う中立国スイスのイメージと、そのスイスを象徴するパラダイスとしてのアルプスが非常に効果的に使われていると言える。実際にスイスは大戦中約30万人の亡命者を受け入れており、スイスの人口と比較するとそれがかなりの人数であることは間違いない。しかしその一方で、スイス政府が多くのユダヤ人難民の入国を拒否して彼らを見殺しにしたり、ナチス・ドイツの金塊取引の約80%を引き受けていたりしたこともまた事実なのである。第二次世界大戦中のスイスの「罪」については、森田安一『物語スイスの歴史―知恵ある孤高の小国』中公新書、2000年、239-243頁を参照。

²¹ 2007年の統計では、スイスの人口約780万人のうち外国人（定住者のうち、外国籍を有する者）が約160万人で、人口の約21%を占めている。ただし、帰化する外国人の数は、他のヨーロッパ諸国と比べて少ない。

²² Vgl. Lüdi, Georges; Werlen, Iwar: a.a.O., S.27.

フランス語はスイスの少数派言語の中でも最も大きなものであるが、この言語は20世紀の半ばまで英語とほとんど肩を並べる世界言語で、文化的・社会的に見てその名声は多くの点でドイツ語を凌いでおり、特に外交の分野では必要不可欠のものだった。スイスは国内にフランス語地域を擁することで、消極的にせよ積極的にせよフランス文化に関与することが可能になり、そこからローカルにもナショナルにもインターナショナルにも計り知れないほどの恩恵を被っている。それは単に教育や文学や芸術の分野においてのみならず、学問や経済の分野にも及んでいる。[...] イタリア語は（ヨーロッパで）美術と音楽においてのみ長期間に渡って指導的な役割を果たしており、フランス語のように（世界中で）学問や外交の分野でも意味を持つというところにまでは至っていない。しかしながら、今日に至るまでイタリア語は、芸術やライフスタイルや生きる喜びといったものを連想させる言葉であり続けている²³。

ホーレンシュタインによれば、3つ目の少数派言語であるレトロマン語は、フランス語やイタリア語のような世界言語ではないが、「唯一の＜小さな言語 (Kleinsprache)＞に対して寛容であることは、裕福な国にとってはたやすいことである」ため、レトロマン語は「世界中で最も特権を持ち、最も多くの補助金が与えられている＜小さな言語＞である」という²⁴。

スイスの言語政策が成功した2つめの要因としてホーレンシュタインが挙げているのは、特にドイツ語圏に顕著に見られるダイグロシア (Diglossie) である。ダイグロシアは二言語併用の特殊な形であり、ある社会全体が二言語（あるいは二言語変種）を機能的に使い分けている状態を指す。特に多く見られるのは、方言と標準語の併用である。

²³ Holenstein, a.a.O., S. 19f.

²⁴ Ebd., S.40.

ドイツ語圏のスイスが隣国ドイツとの区別を可能にしている言語上の目印は、方言ではなく体系的なダイグロシアである。すなわち、日常的な事柄については非公式な表現手段として方言を使い、公式なコミュニケーション手段として、書き言葉として、ということとはつまり公式な国語および公用語としては（規格化された）標準語を使う、ということである。もしドイツ語圏のスイスがその独自性を守ろうとするなら、方言だけを奨励するのではなく、この伝統的なダイグロシアを大切にすることの配慮が必要である。〈ダイグロシア〉は世界中に存在する多くの言語問題を解決するキーワードである²⁵。

スイスのドイツ語は一般にスイスドイツ語 (Schwyzertütsch) と呼ばれるが、これは標準ドイツ語とは特に音韻と語彙の面で大きく異なっているため、スイスに近い南ドイツの出身でもない限り、ドイツ人でも理解が難しい。たとえば、標準ドイツ語の „Schau mal an!“ (‘ちょっと見てごらん’) は、スイスドイツ語では „Lue emau!“ (lue < luege = anschauen, emau = einmal) となる。ドイツ語が母語でない者には、ドイツ語とはまったく関係のない言語としか思えないほどの違いである。それがさらに、場合によってはスイス人同士ですら意思の疎通が困難になるほど多様な方言に細分化して、それぞれの地域に根差したスイス人のアイデンティティの一部となっているのである²⁶。ベルン州のドイツ語圏

²⁵ Ebd., S.41. ドイツ語圏のスイス人は会話の中で標準ドイツ語が使われると、それは不自然で、ぎこちなく、複雑で、回りくどくて、無愛想で、冷淡で、うるさい、などと感じ、方言が使われると暖かくて、快適で、正直で、心がこもっていて、なじみ深くて、アットホームで、スイス的な精神がそこにこもっていると感じるようである。Vgl. Koller, Werner: Nation und Sprache in der Schweiz. In: Gardt, Andreas (Hrsg.): Nation und Sprache. Die Diskussion ihres Verhältnisses in Geschichte und Gegenwart. Berlin / New York; de Gruyter, 2000, S.583f.

²⁶ フランス語やイタリア語にもスイス特有の方言があるが、標準語との違いはドイツ語方言ほど大きくはなく、またアイデンティティの表出としてそれほどまでに大きな役割は果たしていない。2000年の国勢調査によると、スイス国籍を持つドイツ語圏の定住者で、家庭内でスイスドイツ語のみを話す人は82.5%、標準ドイツ語のみを話す人は0.7%であるのに対して、スイス国籍を持つフランス語圏の定住者で、家庭内でパトワ・ロマンドのみを話す人は0.4%、標準フランス語のみを話す人は94.3%、スイス国籍を持つイタリア語圏の

に生まれ育ったデュレンマットは、晩年の自伝的散文作品の中で小学校に入学した頃のことを回想しながら、標準ドイツ語と方言に関して次のように述べている。

私は本を読み始めた。それはできて当然というものではなかった。我々子どもたちは田舎のベルン方言を話しており——この言葉を私は今でも話しているのだが——そのことで母をしばしばぞっとさせた。母は「美しい」ベルン方言、つまり「町のベルン方言」を話すことを誇りに思っていたからである。母は農家の娘だったので、母の話す言葉について、私はいつも少し裏切り者のように感じていた。父の方は若干「別な風」に話してはいたものの、父はベルン地方の「どこか別の所」で育ったのであり、だから父が使ういくつかの単語を私たちが笑うようなことがあったとしても、父の言葉はそれで問題なかった。ベルン方言とまったく違っていたのは、私たちが学校で習わなければならなかったドイツ語だった。このドイツ語は書き言葉としてのドイツ語であり、外国語だった²⁷。

近年、公の場では標準ドイツ語を、私的な場では方言を使うというダイグロシアのあり方が変化しつつあることは、言語学者らによってよく指摘されている²⁸。これは「方言化の波 (Mundartwelle)」と呼ばれる現象で、公の場（特にテレビなどのマスメディア）で方言を使う人が年々増加しているのである。この「方言化の波」によって、相手がスイスドイツ語の母語話者でないとわかっていても標準ドイツ語を話そうとしないドイツ語圏のスイス人と、学校で標準

定住者で、家庭内でティチーノ方言もしくはグラウビュンデン方言のみを話す人は21.2%、標準イタリア語のみを話す人は49.4%である。(Vgl. Lüdi, Georges; Werlen, Iwar: a.a.O., S.37ff.)

²⁷ Dürrenmatt, Friedrich: Labyrinth. Stoffe I-III. In: Ders.: Werkausgabe in 37 Bänden. Zürich; Diogenes 1998, Bd.28, S. 39.

²⁸ Vgl. Hess-Lüttich, Ernest W. B.: Sprachpolitische Überlegungen zu mehrsprachigen Gesellschaften am Beispiel der Schweiz. (Vortragsmanuskript, 2005.)

ドイツ語しか勉強していない非ドイツ語圏のスイス人との間のコミュニケーションが困難になり、そのために今日ではスイス人同士が意思の疎通を図るのに英語を使うことが多くなってきたという。「英語は非公式にはあるが、5つ目の国語になりつつある」のである²⁹。学校で母語以外の国語を学ぶよりも、汎用性の高い英語を学びたいと考えるスイス人が増え、従来は学校でドイツ語圏ではフランス語かイタリア語を、フランス語圏およびイタリア語圏ではドイツ語の授業が行われていたのに代わって、第一外国語として英語を教えることにしたカントンも出始めた。多くの研究者は、この英語偏重の風潮こそがスイスの多言語主義を脅かすものにとらえている³⁰。

しかしながら今のところスイスはまだ4言語あるいはそれ以上の多言語の国として存在しており、そこでは異なる言語共同体が大きな摩擦を起こすことなく暮らしている。この多言語平和共存の理由として、デュレンマツトは先にも引用した1979年のインタビューの中で、ホーレンシュタインとは異なる要因を挙げている。つまりデュレンマツトは、異なる言語共同体の間で摩擦が起きないのは、それらの共同体が互いに関わりを持たないからだと考えているのである。

²⁹ Ebd. 筆者の個人的経験から言うと、フランス語圏では標準ドイツ語であってもほとんど通じないし、フランス語圏出身者でドイツ語を流暢に話すスイス人にはごく稀にしか出会ったことがない。ドイツ語がある程度わかる人でも、わからないふりをする人が多い。(逆に、ドイツ語圏出身者の場合、フランス語ができることを自慢に思っている人は多いし、フランス語を披露できる機会があれば、喜んでフランス語に切り替える。これがホーレンシュタインの言う、フランス語のプレステージュというものだろう。) イタリア語圏ではこちらが標準ドイツ語を話すと、だいたい理解してくれるし、つたないドイツ語で答えて返ってきたりもする。フランス語圏にしろイタリア語圏にしろ、学校で標準ドイツ語を勉強していると言っても、その成果は日本の英語教育ほどではないかという印象である。

³⁰ Vgl. Nakayama, Yutaka: Die Mehrsprachigkeit in der Schweiz. In: Geibun Kenkyu, Nr.81 (2001), hrsg. von Geibun Gakkai der Universität Keio, S.133. 従来の議論では、早晚現実のものとなるであろうヨーロッパ連合加盟がスイスの多言語主義を脅かすものと考えられてきた。たとえば阿部は「欧州という巨大な空間に飛び込む選択をする場合、スイスが多様性の統合という国民的アイデンティティを変えなくてはすむかどうか。「外」との垣根が低くなれば、4言語主義もおのずから変質せざるをえまい。」と述べている。(阿部汎克、前掲論文、112頁。)

スイスは多文化の国ですが、これらの文化が互いに協同しているとは、私は考えていません。たとえばヌシャテルを見ればそれがわかります。ヌシャテルではチューリヒで何が起きているか、誰も知りませんし、興味を持つ人もいません。よく言われる多文化共生というものを、私は信じていません。そんなものはまったく存在しないからです。人々は隣り合わせに住んでいるだけであって、互いに協力し合って暮らしているわけではありません。[...] 私は文化的協同というこのおとぎ話を信じていないだけなのです。そんなもの、フランス語圏のスイス人はまったく欲していませんし、関心すらまったく持っていないのです³¹。

ここでデュレンマツトが指摘しているのは、しばしば「レストィの溝 (Röstigraben)」と呼ばれる、ドイツ語圏とフランス語圏との間に存在する心理的な溝のことである³²。この溝は外国人が想像するよりもずっと広くて深く、たとえば文学に関して言えば、ドイツ語で書かれたスイス文学は、フランス語圏のスイス人にはほとんど読まれることはない³³。つまり、国民的作家と呼ばれるデュレンマツトの作品も、実はフランス語圏ではほとんど読まれていないのである。ドイツ語圏とフランス語圏との関係についてデュレンマツトは、別のインタビューで次のように話している。

³¹ Dürrenmatt, Friedrich: Eine Schweiz zu feiern? Gespräch zum 1. August mit Alfred Defago. 1979. In: Ders.: Meine Schweiz. Ein Lesebuch. Zürich; Diogenes, 1998, S. 199. ヌシャテルはフランス語圏のカントンであるヌシャテル州の州都。チューリヒはスイス最大の都市でドイツ語圏にある。

³² レストィ (Rösti) はドイツ語圏のじゃがいもを使った郷土料理。この料理を食べるかどうかがドイツ語圏とフランス語圏の境目だというわけである。ところで、ヨーロッパ連合への加盟に関する国民投票の結果も、ドイツ語圏住民とフランス語圏住民で大きく違っていた。加盟に反対したのはもっぱらドイツ語圏住民で、フランス語圏住民は賛成したのである。フランス語圏ではスイスへの帰属意識が薄いことがその理由と考えられている。

³³ そもそも「スイス文学」とは何かという定義が非常に難しい。文学研究の分野においては、スイス人作家の作品は従来ドイツ語文学・フランス語文学・イタリア語文学の一部とみなされることが多く、場合によっては「スイス文学」など存在しないという議論も見られるほどだった。スイス人自身、文学を国家のレベルで考えることを長い間拒み続け、4つの

欠如しているのはダイアログ、つまりドイツ語圏のスイス人とフランス語圏のスイス人との間の対話です。お互いへの興味すら欠如していますし、情報も欠如しています。フランス語圏のスイス人は、ドイツ文化についてほとんど知りません。彼らこそがフランス人にドイツ文化を紹介することのできる立場にあるのに。彼らは自分たちの特別な状況をどんどん利用することができるのに、何もしない。私に言わせれば、ドイツ語圏のスイス人の方が、フランス語圏のスイス人がドイツ文化について知っているよりもっとよく、フランスやフランス語圏について知っています。[...] それでは、フランス語圏のスイス人が提供できるものは何なののでしょうか。演劇の分野において、現実はどうなっているかを考えてみましょう。演劇の分野にはフランス語圏のスイス人のオリジナルというものはほとんどなくて、あっても混合物です。フランス語圏のスイスはパリから輸出された演劇で生きているのです。」³⁴

ここでデュレンマットは、ホーレンシュタインがフランス語のプレスティージュとみなしていたものの、ネガティブな面を示している。フランス語は一般にドイツ語よりも高く評価されており、そのおかげでフランス語はスイスにおいては少数派言語として排除されることを免れている。しかしその一方で、フランス語圏のスイスはフランスに親近感を持つあまり、文化的に依存してしまっているのである³⁵。

言語圏すべてを網羅するスイス文学史が初めて編纂されたのは1966年のことである。(Cargari, Guido: *Die vier Literaturen der Schweiz*. Olten; Walter, 1966.) 「スイス文学」の問題に関しては、トーマス・インモース (石井不二雄訳) 「スイス文学の特質について」(スイス文学研究会 (編) 『スイス二十世紀短編集』早稲田大学出版部、1977年、221-240頁)、宮下啓三「多言語の小国スイスとその文学—一つの『スイス文学』の像を求める努力の歴史」(森田安一 (編) 『スイスの歴史と文化』刀水書房、1999年、363-387頁) を参照。

³⁴ Dürrenmatt, Friedrich: *Die Schweiz als Wagnis. Gespräch mit Alfred A. Häsler*. 1966. In: Ders.: *Meine Schweiz. Ein Lesebuch*. Zürich; Diogenes, 1998, S. 118.

³⁵ 逆にドイツ語圏スイスは隣国ドイツとの区別をはっきりさせようと躍起になっている。その背景にはナチスドイツに対する反感のような歴史的・政治的な要因などがあるが、「方言化の波」はドイツとは一線を画したいという欲求の表れと考えられている。

このインタビューでデュレンマツトがヌシャテルとチューリヒというふたつの都市の名前を挙げているのは偶然ではない。ヌシャテルはデュレンマツトが1952年に引っ越して、1990年に亡くなるまで暮らしたフランス語圏の町である。ベルン州出身のデュレンマツトは普段はベルン方言を話し、フランス語は不得意であったにもかかわらず、ヌシャテルに約40年間も住んでいたのである。彼は戯曲の執筆は標準ドイツ語で行い、そのほとんどの作品がドイツ語圏の町チューリヒで初演された。つまり、ヌシャテルの人々はデュレンマツトが執筆の際、念頭に置いていた読者／観客ではなかったのである。そして実際、ヌシャテルの人々はデュレンマツトの作家活動についてほとんど何も知らなかった。

非常に興味深いのは、ヌシャテルへの引っ越しは亡命ではなかったのか、というインタビュアーの問いである³⁶。ベルンとヌシャテルの間の距離はわずか40kmしかない。この問いに対してデュレンマツトは違うと答えているのだが、このような問いが発せられること自体、ベルンからヌシャテルへの引っ越しが亡命だと理解されうるようなスイスのコンテクストが存在していることを示唆している。この問いの背景には次のような特殊な事情がある。デュレンマツトは作家として高く評価されてはいたが、作品の中でしばしば激しいスイス批判が展開されるために、ドイツ語圏のスイス人はデュレンマツトのことを必ずしも快く思っておらず、バッシングを受けることもしばしばだった。デュレンマツト自身はインタビューの中で引っ越した理由として「景色が大好きだし、交通の便利もいいから」³⁷と言っているが、スイスの景色はどこでも夢のように美しいし、もともと小さな国であり、なおかつ高度に発達した鉄道網のおかげで、どこにでも短時間で移動できることを考えれば、この答えはあまり説得力を持たない。むしろ、実際には自分の創作活動にあまり関心を持っていない人々の間で暮らせば、誰にも邪魔されずに自由に執筆できると考えてヌシャテルに引っ越したのではないかと推測できるのである。同時代に活躍したスイス人作

³⁶ Vgl. ebd., S. 115.

³⁷ Ebd.

家のマックス・フリッシュ (Max Frisch, 1911-1991) も、同じ理由から長期間に渡って外国暮らしをしていることを考えれば³⁸、デュレンマットが「レストイの溝」を利用したと考える方が納得しやすいのではないだろうか。

以上のことから明らかになったのは、スイスは確かに多言語・多文化の国であるが、そこで暮らす国民ひとりひとりが多言語を操り、異文化を十分に理解しているかと言えば、必ずしもそうではない、ということである。互いに無関心であることによって摩擦を避け、多言語・多文化の平和的共存を実現しているスイスは、果たして21世紀の多文化共生社会のモデルと言えるのだろうか。たとえばヨーロッパ連合は、加盟国で使われているほぼすべての公用語を連合の公用語とする、という点ではスイス方式にならったが、英語を共通語とするような安易な手段はなるべく避けようとし、域内の市民が複数の言語（母語に加えて少なくとも2つの言語）を話せるようになるよう、言語教育に力を注いでいる。また、加盟国間のコミュニケーションが潤滑に行われるよう、翻訳者・通訳者の教育にも莫大な予算を投入している。もしもスイス人が母語の他に2つの言語を習得することができるなら、ということとはつまり、4つの国語のうちの3つを習得するならば——EU加盟国の市民にそれができて、スイス人にはできないということはないはずである——そのときスイスは名実ともに多言語・多文化の国となることができるのではないだろうか。

³⁸ デュレンマットとフリッシュが受けたバッシングのひとつは、1966年のエーミール・シュタイガー (Emil Staiger) の講演だった。シュタイガーは当時のドイツ文学研究をリードする大御所で、チューリヒ大学教授だったが、講演の中でデュレンマットやフリッシュのような現代文学の担い手を激しく非難したのである。これに対してフリッシュは公開質問状で応じ、いわゆる「チューリヒ文学論争」が展開されることになる。「チューリヒ文学論争」については、葉柳和則の研究が詳しい。(葉柳和則「〈そろそろまた口にしてもいいだろう〉——〈チューリヒ文学論争〉における言説の政治」大阪大学ドイツ文学会(編)『独文学報』第24号(2008)、199-217頁、「一年遅れの返答——〈チューリヒ文学論争〉におけるデュレンマットの位置」阪神ドイツ文学会(編)『ドイツ文学論攷』No.50(2008)、39-57頁を参照。)